

## 研究ノート (Study Notes)

# 東金女児遺棄事件に関するブログ記事の分析<sup>1)</sup>

上 村 晃 弘・サトウタツヤ

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構・立命館大学文学部)

## Analysis of Weblog Articles on the Case of Abandonment of a Female Child in Togane City

UEMURA Akihiro and SATO Tatsuya

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization,  
Ritsumeikan University / College of Letters, Ritsumeikan University)

In 2009, the Saiban-in Seido-lay judge system-started in Japan. Lay judges are charged with hearing cases using evidence presented only in criminal trials. But, they may have had exposure to various information and opinions through news reports on their cases by a variety of media before trials. In this study, we collected weblog articles over the Internet to determine concrete opinions about criminal cases, because people easily obtain information through the use of the Internet, and this information is not necessarily accurate and fair. We analyzed weblog articles on “a case of abandonment of a female child’s body in Togane City” utilizing a text-mining approach, and examined what bloggers are interested about by the case. We examined these articles from the perspectives of law and psychology, and examined the differences over time of descriptions concerning punishment, mental retardation, criminal proceedings, evidence, other criminal cases, media and news reports, etc.

**Key Words** : lay judge system, blog articles, text-mining approach, media, news reports

キーワード : 裁判員制度, ブログ記事, テキストマイニング, メディア, 報道

### 問 題

#### 裁判員制度における市民とメディア

2009年から実施された日本の裁判員制度のメ

リットとして司法への「市民感覚」の反映などが挙げられているが、裁判員は公判内では従来の裁判官のみの裁判同様、法廷で提示された証拠だけで審理するよう説示される。しかし、裁判員がそれまでの事件報道の影響を避けるのは簡単ではなく、規制がある国さえある。例えばイギリスの陪審制では、陪審が評決を下すまで当該事件の報道は厳しく規制されている（フット, 2007）。

1) 本研究は、上村・佐藤 (2009a, 2009b) をもとに再分析、再構成したものである。また、立命館グローバル・イノベーション研究機構 (R-GIRO) 研究プログラム「法と心理学」研究拠点の創成 (代表: サトウタツヤ) の研究成果の一部である。

アメリカでは、事件の報道が少ない地域の法廷で裁判を行ったり、予断を持ってしまった陪審候補者は排除される。選任された陪審は事件の報道に触れないよう説示され、評議が1日で終わらない場合はホテルなどに隔離される場合もある（フット、2007；瀧野、2007）。

日本の裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）でも、「裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認められた者は、当該事件について裁判員となることができない（18条）」となっている。しかし、日本においては被疑者、被告人の性格や生い立ち、捜査や取調べの状況などかなり詳細な情報が大量に報道される。ここまで細かな報道は、アメリカやイギリスではほとんどなされない（フット、2007）。この現状に瀧野（2007）は、裁判前に有罪の予断を生じさせる情報に触れていない市民・裁判官を見つけ出すのはほとんど不可能になるだろうと述べている。

このように日本では、新聞やテレビといった公的な報道でさえ問題があるとされ、さらに近年進行しているネット社会化においては一人々は容易にインターネットを通じて情報を入手できるが—それらは必ずしも正確で公平な情報であるとは限らず、また予断を与える情報であるかもしれない。マスメディアと刑事手続の関係については瀧野（2007）に詳しいが、比較的新しいネット上の情報発信源であるブログについても検証する必要がある。

### ブログという新しい“メディア”

ブログ (blog, weblog) とは、個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なウェブサイトの総称である。その前身はネット上で公開されるウェブ日記であるが、ブログでは個人の行動の記録は重視されず、時事問題や専門的話題に関して独自の情報や見解を掲載するという形式が主流となっている。ブログによ

ってある情報が広がり、それをマスメディアが後から取り上げることもあり、新しいメディアとして注目されている（IT用語辞典 e-Words, 2006）。

本稿では、開設されたウェブサイトを「ブログ」と言い、ブログ内の投稿日時で区分される文章や画像で構成された1つのまとまりを「ブログ記事」として区別する。また、ブログ記事の書き手をブロガー (blogger) と呼ぶ。

多くのブログには、ブロガーと読者のコミュニケーションを促進するための機能がある。記事ごとに読者はコメントを投稿できる。また、別のブログ記事にリンクを張った時にリンク先の相手にそのことを通知する仕組みをトラックバックと言う。

三浦（2009）は、ブログ記事はマスメディアによるフィルタリングを経ていない情報を多く含んでいるとし、あるイベントや事件が世間を与える影響を考える際に、より個人に密着した情報を与えるという可能性を指摘している。その一方、法廷では提示されないような予断や偏見のある内容もある。そのようなブログ記事自体を裁判員が閲覧するかもしれない。

本研究では、ブログ記事を基本的にマスメディアの報道に対する人々の反応として扱うが、ブログ記事が裁判員に影響する可能性も想定している。よってその具体的内容を調査することには意義があるだろう。また、こういったブログ記事の分析は、実用的には弁護側が世論を知って弁護方針を立てる参考データにもなりうる。

社会現象に関するブログ記事の分析を行った日本の研究としては、福原・村山・中川・西田（2005, 2006）や田村（2005）などがあるが、法と心理学に関する観点から検討したものはなかった。

そこで、本研究では報道によって人々が刑事事件にどのような印象・意見を抱いたかを知るためにブログ記事を収集する。本研究で収集し

たのは、実際の事件「東金女児遺棄事件」について書かれた記事である。この事件のあらましは、次のとおりである。2008年9月に千葉県東金市の路上で5歳の女児の遺体が遺棄されていた。同年12月に指紋や目撃証言を証拠として、軽度の知的障害を持った当時21歳の青年が逮捕された。その後簡易鑑定で責任能力ありとされ、起訴された（本稿執筆時2010年4月時点では公判前整理手続中）。

### 分析手法としてのテキストマイニング

本研究では分析対象となるブログ記事をテキストマイニングという手法で分析することにする。様々な統計的手法を用いて大量のデータを分析し、その中の隠れた関係性や意味を見出す技術の総称をデータマイニング（data mining）と言う（マイニングは採掘という意味）。テキストマイニング（text mining）とは広義のデータマイニングの一種で、定型化されていない文章の集まりを自然言語解析の手法を使って単語やフレーズに分割し、それらの出現頻度や相関関係を分析して有用な情報を抽出する手法やシステムのことである（IT用語辞典 e-Words, 2006）。

データマイニングの技法を用いてウェブ上のドキュメントやサービスから情報を発見したり抽出することを、特にウェブマイニング（web mining）と呼ぶこともある（Kosala and Blockeel, 2000）。

テキストマイニングの手法を用いることによって、ブロガーたちがこの事件自体やその背景、事件の報道の仕方に対してどのような関心を持っているのかを知ることができ、当該事件から連想される刑事事件などの記述を抽出することが可能になる。

これらの記述が事件発生以降の報道によって時系列的にどう推移しているかを調査すること、その知見から裁判員裁判にどのような示唆

が得られるかを検討することが本研究の目的である。

## 方法

ポータルサイトgooのブログ検索で「Y（被害児実名）」をキーワードとしてヒットしたブログ記事（約2000件）のうち（掲載日08年9月21日～09年4月13日）、スコア（被リンクの多さや情報の新しさなどを加味したgoo独自の指数）が2以上の記事をサンプルとした。ただし、リンク切れ、事件名のみや他のメディアの記事タイトルのみの記載、意味不明の記事は除外した。内容が同一の記事が複数ある場合は1つのみを採用した。288件の記事を収集した。

これらの記事をKH coder（Ver.2. beta.22；樋口, 2009）というテキストマイニング・ソフトで分析した。分析に用いた語の品詞は、KH coderの品詞体系における名詞（漢字を含む2文字以上の語）、サ変名詞、形容動詞、固有名詞、組織名、人名、地名、ナイ形容（間違いのない、仕方ないなど）、動詞（漢字を含む語）、形容詞、副詞、名詞B（平仮名みのみの語）、名詞C（漢字1文字の語）であった。ただし、このソフトで動詞B（平仮名みのみの語）に分類される「わかる」（活用形含む）は、「分かる」に置換し、動詞（漢字を含む語）として分析した。また、複合語、未知語の一部を合わせて824語を強制抽出語とした。分析単位は記事で、1つの記事に何語同じ語が出現しても1語としてカウントされる。

まず、ブログ記事の全体的傾向を見るために語の共起ネットワーク図を描くとともに、階層的クラスタ分析を行った。

次に日毎の記事数から、ある報道をきっかけとして記事数が増加し、日が経つにつれて減少する傾向が見られたことと、被告人Kの逮捕直後に記事の投稿が集中していたことから以下の

10の期間に区分した。

第1期：08年9月21日（事件発生）～12月5日（37件），第2期：12月6日（被告人逮捕日）（37件），第3期：12月7日（被告人の所持品（アニメのDVDなど）の報道）（50件），第4期：12月8日（TBSによる被告人がカラオケでアニメソングを歌う様子の報道）（56件），第5期：12月9日（33件），第6期：12月10日～13日（29件），第7期：12月14日（被害児を風呂に沈めたという報道）～12月22日（14件），第8期：12月23日（簡易鑑定の報道）～09年1月4日（10件），第9期：1月5日（被害児が「帰りたいと言ったから殺害したという報道）～1月25日（7件），第10期：1月26日（日刊サイゾーのTBS批判記事）～4月13日（15件）。

個々の語というより，概念やカテゴリーの出現数を調査するために語を表1のようにコーディングした。語には誤字，誤用もあったがそれらも含めた。裁判員制度や取調べなどは刑事訴訟にコーディングすることもできるが，特に注目するために独立させた。コーディングされた語を含んでいる記事には，そのコードを与えることとした。

コーディングされた語を含む記事の数が，期間によってどのように変動するのかを集計した。さらにどのコードが与えられた語どうしが同じ記事中に現れやすいのかを調べるために，コードの類似度行列を作成した。

また288件の記事を全て読んで，仮にプロガーが裁判員として選出された場合，特に心証形

表1 語のコーディング・ルール

- 
- A. 刑罰・処置（死刑，極刑，有罪，無罪，執行猶予，入院措置，隔離など 計14語）
  - B. 知的障害・知的能力・異常性（知的障害，知的障害者，精神薄弱者，障害者，障碍者，知的能力，知的発達，異常者，精神発達遅滞，特別支援学校など 計53語）
  - C. 責任能力・訴訟能力（責任能力，刑事責任能力，刑事責任，責任担当能力，訴訟能力，刑法39条，心身耗弱の計7語）
  - D. 精神鑑定（精神鑑定，簡易鑑定，簡易精神鑑定の3語）
  - E. 刑事訴訟（刑事訴訟法，近代刑法，刑事裁判，裁判，検察側，弁護側，無罪の推定，無罪推定，家庭裁判所，任意性，冤罪の11語）
  - F. 裁判員制度（裁判員制度，裁判員，裁判員候補者，裁判員候補達の4語）
  - G. 取調べ（取調べ，取り調べ，事情聴取，取り調べ録画，全部録画，部分録画，供述調書，可視化，取調官など 計16語）
  - H. 証拠・証言（証拠，証拠物，物証，遺留品，証言，目撃証言，目撃情報，状況証拠，指紋，物的証拠，証拠能力，レジ袋など 計27語）
  - I. 加害者（加害者，容疑者，犯人，犯罪者，被疑者，殺人犯，殺人者の7語）
  - J. 被害者（被害者，被害者側，被害者当人，犯罪被害者，犯罪被害者・遺族，被害者家族，遺族感情，被害者遺族，犯罪被害者遺族，被害者予備軍の10語）
  - K. 犯人像・犯行説（犯人像，犯人説，人物像，母親犯人説，身内犯行説，事故説，身代金目的の誘拐説，複数犯人説，不審者，顔見知り説，通り魔（変質者）犯人説，幸ちゃん待ち合わせ説の計12語）
  - L. 性の問題・性犯罪（性風俗，性的満足，性的関心，性本能，性衝動，性欲情，変質者，性的発達，性処理，ストーカー，児童売春，幼児性愛者，性行動，性被害，メーガン法など 計38語）
  - M. 他事件・その関連人物（東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件，神戸連続児童殺傷事件，光市母子殺害事件，秋田連続児童殺害事件，秋葉原無差別殺傷事件，鳥田事件，野田事件，宮崎勤など計58語）
  - N. メディア・報道・取材（メディア，マスコミ，インタビュー，インタビュー映像，TBS，取材方法，取材報道，偏向報道，実名報道，匿名報道，報道姿勢，密着独占取材，犯人視など 計52語）
  - O. アニメ・趣味（アニメ，アニメファン，アニメソング，オタク，少女アニメ，プリキュア，聖闘士星矢，セーラムーン，ルルーシュ，戦隊もの，サブカルチャー，レンタルビデオ店など 計67語）
  - P. 防犯（防犯，防犯効果，自主防犯組織，地域防犯組織，防犯対策，防犯協力，犯罪防止，防犯カメラ，防犯ブザー，安全確保，安全対策，治安維持など 計18語）
  - Q. 地域社会・共同体（地域社会，共同体，近所関係，隣近所，地域活動，共同体意識，共同意識，自治会の計8語）
-

成に影響すると思われる意見・内容を抽出した。

## 結果

### ブログ記事の全体的傾向

分析対象の全ての記事の総抽出語数(延べ数)は92,208語で、語の種類は8,157語、そのうち分析に用いられたのは5,755語であった。

まず、抽出語から記事の全体的傾向を見た。図1は、出現数20以上の語で分析した共起ネット

ワークである(表示語数50(入力データ195語), 表示共起関係60(入力データ17602), 密度.049, 最小Jaccard係数.296)。語は「冥福-お祈り」, 「可能性-高い」を除いて, ①事件概略, ②被告人の特徴, ③証拠, ④目撃証言, ⑤被告人の供述, ⑥知的障害者, ⑦犯罪者と人権, ⑧メディアと取材, ⑨アニメ・ゲーム・漫画のグループに分類した。

階層的クラスター分析の結果(Ward法, 最小出現語数30), 11のクラスターに分類された。クラスター名と含まれる語を以下に示す。

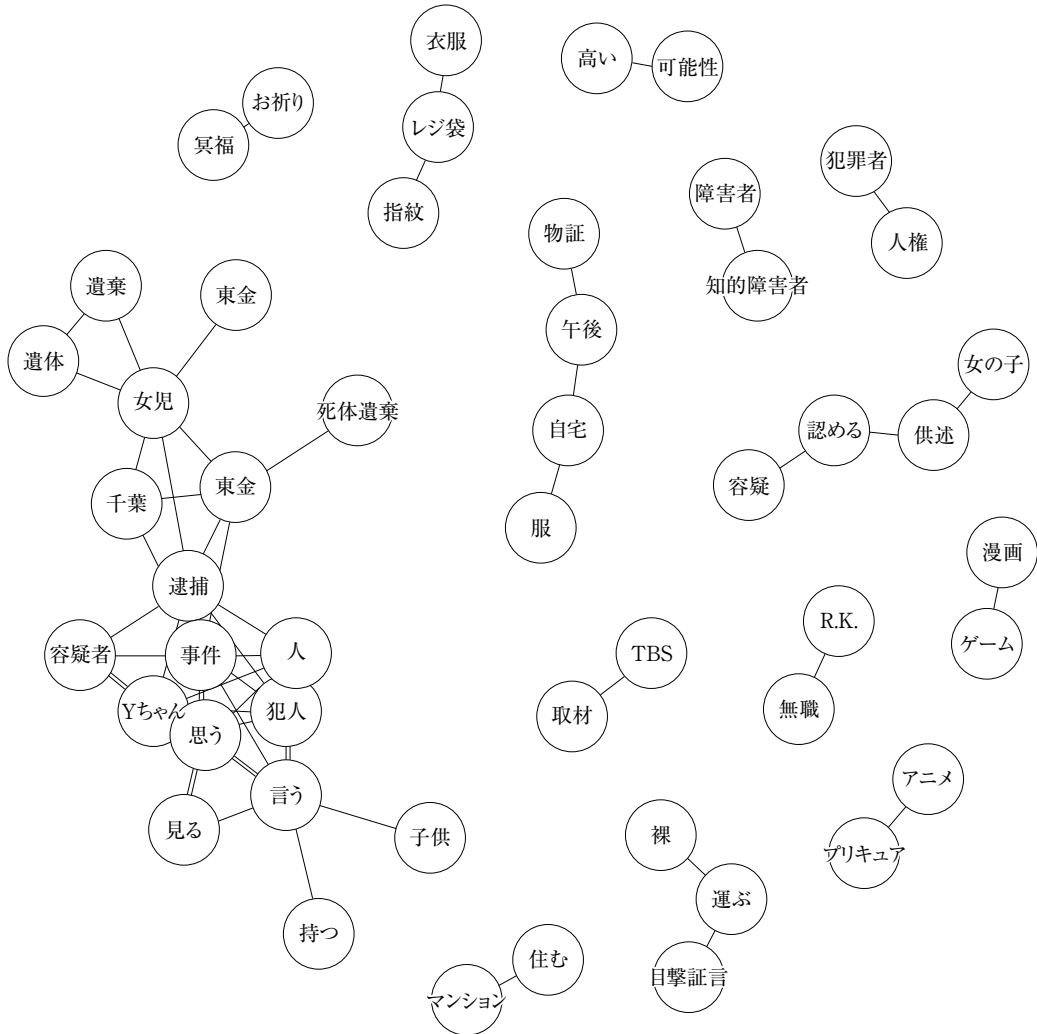


図1 抽出語の共起ネットワーク

㉑被告人逮捕「逮捕, 容疑者, 人, 犯人, Yちゃん, 事件, 思う」

㉒事件概略「母親, 死体遺棄, Y. N. (被害児氏名)ちゃん, 千葉, 東金」

㉓事件概略と被告人の特徴「東金, 遺体, 女児, 遺棄, 裸, 子供, 近所, マンション, 住む, 男, 歳」

㉔証拠「指紋, レジ袋, 捜査, 入る, 捜査本部, 見つかる, 証拠, 自宅, 午後」

㉕被告人の供述「殺害事件, 出る, 殺害, 女の子, 供述, 読む, 気, 理由, 知る, 状況, 聞く」

㉖被告人の知的障害と人権(犯罪者, 被害者)「人権, 犯罪者, 障害, 社会, 本人, 罪, 被害者, 知的障害者, 障害者」

㉗知的障害と犯行「行く, 無い, 仕事, 居る, 情報, 必要, 犯行, テレビ, 幼児, Yちゃん(被害児愛称), 知的障害, 持つ, 悪い, 良い」

㉘被告人の責任能力「理解, 判断, 責任能力, 部屋, 普通, 部分, K (被告姓)容疑者, R. K.(被告人氏名), 感じる, 出来る, 女性, 問題, 行動, 可能性」

㉙メディアと取材・アニメ「取材, TBS, アニメ, ゲーム, マスコミ, 報道, 記事, 書く」

㉚家族と地域, 逮捕「親, 子, 本当に, 心, 解決, ニュース, 殺人事件, 病院, 捕まる, 帰る, 家族, 起きる, 地域, 大人」

㉛警察と犯罪「多い, 自分, 話, 人間, 殺す, 警察, 分かる, 犯罪, 考える, 言う, 見る」。

共起ネットワークによる語のグループとクラスター分析のクラスターの共通部分をまとめると, 次の5つに分類することができた(共起ネットワークのグループ名-クラスター分析のクラスター名の順に示す)。

「①事件概略, ②被告人の特徴-㉑被告人逮捕, ㉒事件概略, ㉓事件概略と被告人の特徴」, 「③証拠, ④目撃証言-㉔証拠」, 「⑤被告人の供述-㉕被告人の供述」, 「⑥知的障害者, ⑦犯

罪者と人権-㉖被告人の知的障害と人権(犯罪者, 被害者), ㉗知的障害と犯行, ㉘被告人の責任能力」, 「⑧メディアと取材, ⑨アニメ・ゲーム・漫画-㉙メディアと取材・アニメ」

### 期間によるコードの変動とコード間の関連

表2にそれぞれのコードが与えられた記事の期間毎の件数, それらの合計および割合を示す。コーディングされた語がなかった記事は24件で全体の8.3%であった。最も記事数が多かったコードは, I.加害者であった。次いで多かったのは, N.メディア・報道・取材で, それとほぼ同件数でB.知的障害・知的能力・異常性, 続いてH.証拠・証言, O.アニメ・趣味, L.性の問題・性犯罪となった。裁判員制度について言及した記事は15件, 5.2%であった。

期間による変動については, どのコードも全体的に被告人が逮捕された12月6日と7日, 8日(第2, 3, 4期)の記事数が多く, その後減少している。しかし, O.アニメ・趣味が被告人の所持品の報道がなされた翌日である8日に急増していた。他に7日から8日にかけての変動が大きいのは, B.知的障害・知的能力・異常性, I.加害者, N.メディア・報道・取材であった。N.では, 2009年1月26日に日刊サイゾーというサイトにTBSへの批判記事が掲載されたことによって件数が再上昇している。

表3に, 同じ記事中に出現することが多いコードを示す(Jaccard係数0.150以上)。B.知的障害・知的能力・異常性が他のコードと最も多く同時に出現していた。続いてI.加害者, C.責任能力・訴訟能力とH.証拠・証言, E.刑事訴訟とN.メディア・報道・取材の順となった。

### 心証形成に影響しそうな具体的意見

ブロガーが裁判員に選ばれた場合, 特に心証形成に影響しそうな意見として以下のようなも

表2 各期間におけるコード出現数

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
A. 刑罰・処置	5	1	12	8	2	3
B. 知的障害・知的能力・異常性	2	7	17	25	17	12
C. 責任能力・訴訟能力	0	0	6	7	3	6
D. 精神鑑定	0	0	4	2	2	2
E. 刑事訴訟	1	3	6	6	3	6
F. 裁判員制度	0	1	5	2	2	1
G. 取調べ	0	6	4	1	2	4
H. 証拠・証言	7	17	9	12	5	5
I. 加害者	22	26	37	48	28	18
J. 被害者	4	3	6	5	7	5
K. 犯人像・犯行説	5	1	2	4	1	1
L. 性の問題・性犯罪	9	5	11	11	3	8
M. 他事件・関連人物	7	4	7	10	3	5
N. メディア・報道・取材	7	7	15	22	18	12
O. アニメ・趣味	0	2	4	26	12	9
P. 防犯	4	0	1	5	4	1
Q. 地域社会・共同体	0	1	1	0	1	0
件数	37	37	50	56	33	29

	第7期	第8期	第9期	第10期	合計	割合
A. 刑罰・処置	2	2	1	0	36	12.5%
B. 知的障害・知的能力・異常性	5	3	7	4	99	34.4%
C. 責任能力・訴訟能力	4	3	2	1	32	11.1%
D. 精神鑑定	0	3	0	0	13	4.5%
E. 刑事訴訟	2	4	1	3	35	12.2%
F. 裁判員制度	2	2	0	0	15	5.2%
G. 取調べ	5	2	4	0	28	9.7%
H. 証拠・証言	4	6	2	0	67	23.3%
I. 加害者	9	4	5	7	204	70.8%
J. 被害者	3	3	2	1	39	13.5%
K. 犯人像・犯行説	0	0	0	0	14	4.9%
L. 性の問題・性犯罪	1	0	2	0	50	17.4%
M. 他事件・関連人物	2	4	3	2	47	16.3%
N. メディア・報道・取材	4	3	1	13	102	35.4%
O. アニメ・趣味	3	2	3	0	61	21.2%
P. 防犯	0	0	0	1	16	5.6%
Q. 地域社会・共同体	0	0	1	1	5	1.7%
件数	14	10	7	15	288	

のがあった。「極刑にすべき」が6件、これとは別に、「知的障害でも極刑にすべき」が6件、また「知的障害ではなぜ罪が軽くなるのか・罪は償うべき」という意見が6件あった。「責任能力はあるだろう」とする記事が3件、「警察は責任能力ありで逮捕」という記述が3件に対し、「責任能力はないだろう」とする記事が30件であった。「簡易鑑定で責任能力あり」と記

述している記事が2件、「簡易鑑定の結果に疑問」としているのが2件であった。

証拠については、指紋について記述した記事が21件で、目撃証言については17件であったが、物証が乏しいという意見も3件あった。取調べについて全録画すべきが6件、証言の誘導の可能性があるとしたのが3件、4件が冤罪に注意が必要としていた。加害者、被害者の人権につ

表3 同じ記事中に出現することが多いコード (Jaccard 係数 0.150 以上)

A. 刑罰・処置	C.(0.214) D.(0.195) I.(0.165) B.(0.165)
B. 知的障害・知的能力・異常性	I.(0.384) N.(0.349) L.(0.221) O.(0.212) J.(0.200) C.(0.191) E.(0.186) H.(0.169) A.(0.154)
C. 責任能力・訴訟能力	E.(0.218) D.(0.216) A.(0.214) B.(0.191) H.(0.179) G.(0.176) F.(0.175)
D. 精神鑑定	C.(0.216) A.(0.195) G.(0.171)
E. 刑事訴訟	C.(0.218) H.(0.214) N.(0.191) F.(0.190) B.(0.186) L.(0.164)
F. 裁判員制度	E.(0.190) C.(0.175)
G. 取調べ	H.(0.188) C.(0.176) D.(0.171)
H. 証拠・証言	I.(0.255) E.(0.214) N.(0.199) G.(0.188) C.(0.179) B.(0.169) O.(0.164)
I. 加害者	B.(0.384) N.(0.348) H.(0.255) O.(0.216) L.(0.181) M.(0.167) A.(0.165) J.(0.152)
J. 被害者	B.(0.200) I.(0.152)
K. 犯人像・犯行説	-
L. 性の問題・性犯罪	B.(0.221) N.(0.197) I.(0.181) E.(0.164) O.(0.156)
M. 他事件・関連人物	I.(0.167)
N. メディア・報道・取材	B.(0.349) I.(0.348) O.(0.264) H.(0.199) L.(0.197) E.(0.191)
O. アニメ・趣味	N.(0.264) I.(0.216) B.(0.212) H.(0.164) L.(0.156)
P. 防犯	-
Q. 地域社会・共同体	-

いての記事はそれぞれ4件、11件であった。

メディアについては、被告人がアニメ好きであることを強調した報道を批判した記事が39件であった。一方、アニメ好き、オタク趣味と犯行を結びつけて被告人を批判した記事は4件のみであった。メディアが知的障害についてあまり触れないことに対する批判が10件、特にTBSに対する批判が19件、被告人が女性記者をつけ回したという毎日新聞の記事に対する批判が4件あった。

## 考察

### ブログ記事の全体的傾向

福原ら(2005)は、ブログの記事数の出現パターンを周期型、漸次増加型、突発型、関心持続型、その他の5つの社会的関心パターンに分類した。今回の結果は突発型に当たる。これは急激に記事数が増加するパターンで、ある出来事に対して人々がその存在を予期しておらず、かつその出来事に強い関心を抱いている場合に生じるとされている。

表1、表2から300件弱の記事でこの事件に

おいて考えられうる様々な問題がとりあげられていることがわかる。また、コードが与えられなかった記事は24件のみで9割以上の記事がこれらのコードで解釈できることになる。I.加害者としてコーディングされた記事が多かったのは、刑事事件に関する記事を収集したので当然と言える。

### メディアに関する意見

I.加害者に次いでN.メディア・報道・取材について記述した記事が多かった。N.とO.アニメ・趣味は同じ記事中に出現することが多く(表3)、すなわち被告人が漫画やアニメのDVDを所持しているという報道に対する意見が多いことを示している。ブロガーは、「メディアがアニメや漫画、ゲームと犯行を関連づけ、いわゆる『オタク』の犯罪に仕立てようとしている」と批判した。それに比較してアニメと犯行を結びつけて被告人を批判した記事はかなり少なかった。

asahi.comは2010年3月4日の記事で、「ウィキメディア財団によると、ウィキペディア日本語版の全閲覧数のうち8割が、アニメやテレビ



番組、芸能人など『ポップカルチャー』（大衆文化）のページに集中している。英語版で大衆文化は4割、フランス語で2割足らずと他言語に比べて際だっている。」と報じた。これについて同記事内で東大の木村忠正（情報社会論）は「利用者の多くが社会の事柄よりも、メディア上の話題に関心を持っている。日本で特有なネット利用のあり方がウィキペディアのサイトにも反映している結果だろう」と述べた。したがって、よりネットを使用していると考えられるブロガーは、アニメと犯行を結びつけるような報道に対してあまりネットを使用しない人々よりも批判的である可能性もある。ただし、この批判自体は間違っていないと思われる。

ブロガーは、メディアがアニメを強調する一方で、知的障害についての報道が少ないことも批判していた。また、TBS記者の行動やメディア全般の取材方法といった知的障害者への配慮のない取材を問題視する意見もあり、報道に対する批判は多いと言える。前述の日刊サイゾー（2009）の記事でも、「『事件をめぐる一部の報道こそ、捜査をかく乱し、差別も助長した』という指摘が警察、弁護側双方から噴き出してきた。」として特にTBSの女性記者の行動に対して批判していた。

新聞通信調査会（2010）の世論調査では、裁判員制度における報道の規制について、次の2つの意見を提示してどちらの意見に近いかを尋ねた。「A：司法についての専門知識をもたない一般市民の裁判員は、事件の報道によって公正な判断ができなくなる恐れがあるので、事件に関する報道は規制すべきだ」、「B：犯罪の状況や背景など事件のことを国民に知らせるのが、報道の使命であるので、裁判員制度の事件であっても報道は規制すべきでない」

結果は、Aに近いが10.4%、どちらかといえばAに近いが21.3%で規制派が31.7%、Bに近いが13.4%、どちらかといえばBに近いが28.5

%で非規制派が41.9%となった。全体としては非規制派が優勢であるが、規制派も約3割いることも考慮すべきである。特にテレビは事件についてセンセーショナルな放送をすることがしばしばある。2009年の薬物問題報道について放送倫理・番組向上機構（BPO）は、量および内容に疑問を抱かざるをえないとして放送局に要望書を出している。ブロガーによる東金女児遺棄事件の報道に対する批判ももともとで、その意見が特異とは言えない。

### 知的障害・責任能力に関する意見

今回の事件では被告人Kが軽度の知的障害者であることから、刑事責任能力への関心が高かった。責任能力に懐疑的な印象を抱いている一方、罪は償うべきという意見も見られた。

表3より、B. 知的障害・知的能力・異常性は、特にI. 加害者、N. メディア・報道・取材、L. 性の問題・性犯罪とのJaccard係数が高かった。関連が深いと思われるC. 責任能力・訴訟能力とのJaccard係数は、6番目であった。これも知的障害がある被告人への取材に関する記事が多いためと思われる。知的障害が最も多く他のコードと同じ記事に出現していることは、このことが他の問題を考える際に重要であることを示唆している。C. 責任能力・訴訟能力は、E. 刑事訴訟、D. 精神鑑定、A. 刑罰・処置と同じ記事中に出現することが多かった。これらの関係が深いことは言うまでもない。

また、知的障害者と性の問題について述べた記事が8件あった。これはマスメディアにはほとんどとりあげられないテーマである。

### 刑事訴訟に関する意見

ブロガーの多くが証拠として有力視しているのは指紋と目撃証言であるが、物証が乏しいという指摘も少数あった。これも少数であるが、取調べは全録画すべきという意見、冤罪につい

での記述もあった。ブログ記事投稿時はまだ実施されていない裁判員制度への言及もあった。また、一般的には刑事事件の被害者の人権は軽視されているという不満も述べられていた。

### 意見分布の分析

先にアニメと犯行を結びつける報道に対するブロガーの態度が一般と異なる可能性について述べた。Miura & Yamashita (2007) は、ブログを継続させる要因として、自己表現とそれに付随する他者との交流を求める「自己表現・相互交流志向」と、自らの有意義な情報を提供したい、また他者からも情報を獲得したいという「情報交流志向」を挙げている。前者の要因については、ブログを書く行為自体で自分自身をより知りたいという欲求（高い私的自己意識）と他者から自分自身をより理解してもらいたいという欲求とも述べている。

したがってアニメの報道に対する態度以外でも、ブログを開設している人々の意見はそうでない人々の意見と多少の相違がある可能性も考えられる。推測の域を出ないが、様々な事柄に対する意見においてより極端な方向に偏っているかもしれない。そのため誰もが情報発信できる時代になったとはいえ、意見分布の一般化には慎重でなければならない。

しかし、この事件のように事実の不明確な事件について、報道と意見の時間的連関を分析することには意味があるだろう。

今後は、さらに分析手法を洗練させて他事件についてもデータを蓄積する予定である。事件のタイプによる意見分布の類型化も可能であろう。

### 引用文献

asahi.com (2010) 悩むウィキペディア 少ない管理人 芸能系ばかり人気. <http://www.asahi.com/national/>

update/0303/TKY201003030157.html (2010年4月9日)

ダニエル. H. フット・溜箭将之 (訳) (2007) 「名もない顔もない司法－日本の裁判は変わるのか」. NTT出版.

瀧野貴生 (2007) 「適正な刑事手続の保障とマスメディア」. 現代人文社.

福原知宏・村山敏泰・中川裕志・西田豊明 (2005) ウェブログ記事を用いた関心解析システム. 人工知能学会全国大会 (第19回) 論文集 <http://www-kasm.nii.ac.jp/jsai2005/schedule/pdf/000171.pdf> (2010年4月9日)

福原知宏・村山敏泰・中川裕志・西田豊明 (2006) Weblogから社会の関心を探る. 人工知能学会全国大会 (第20回) 論文集 <http://www.jaist.ac.jp/jsai2006/program/pdf/100221.pdf> (2010年4月9日)

樋口耕一 (2009) KH coder. <http://khc.sourceforge.net/> (2010年4月9日)

放送倫理・番組向上機構 放送と青少年に関する委員会 (2009) 青少年への影響を考慮した薬物問題報道についての要望. [http://www.bpo.gr.jp/youth/decision/011\\_yakubutsu.pdf](http://www.bpo.gr.jp/youth/decision/011_yakubutsu.pdf) (2010年4月9日)

IT用語辞典 e-Words (2005) ブログ. <http://e-words.jp/w/E38396E383ADE382B0.html> (2010年4月9日)

IT用語辞典 e-Words (2006) テキストマイニング. <http://e-words.jp/w/E38386E382ADE382B9E38388E3839EE382A4E3838BE383B3E382B0.html> (2010年4月9日)

Kosala, R., & Blockeel, H (2000) Web mining research: a survey. *SIGKDD Explorations*, 2(1), 1-15.

三浦麻子 (2009) ブログ・ブロガー・プロゴスフィア. 三浦麻子・森尾博昭・川浦康至 (編著) 「インターネット心理学のフロンティア」. 誠心書房.

Miura, A., & Yamashita, K. (2007) Psychological and social influences on blog writing: An online survey of blog authors in Japan. *Journal of Computer-Mediated Communication*, 12(4), article 15. <http://jcmc.indiana.edu/vol12/issue4/miura.html> (2010年4月9日)

日刊サイゾー (2009) 幸満ちゃん殺害事件の裏にTBSのモラルなき蛮行. [http://www.cyzo.com/2009/01/post\\_1464.html](http://www.cyzo.com/2009/01/post_1464.html) (2010年4月9日)

新聞通信調査会 (2010) 第2回 メディアに関する全国世論調査 (2009). <http://www.chosakai.gr.jp/>

notification/pdf/report2.pdf（2010年4月9日）

田村貴紀（2005）ウェブログ上の社会的意見に対する  
マスメディアの影響—トピックとターミノロジー  
の連動. 社会情報学研究, 9(2), 45-58.

上村晃弘・佐藤達哉（2009a）東金女兒遺棄事件にお  
ける報道とネット上の意見. 日本心理学会第73回

大会発表論文集, p83.

上村晃弘・佐藤達哉（2009b）東金女兒遺棄事件に関す  
るブログのテキストマイニングによる分析. 日本  
質的心理学会第6回大会抄録集, p58.

（2010. 2. 26 受稿）（2010. 4. 21 受理）